

令和5年度「温泉でほっ！とシェアキャンペーン」実施要領

（目的）

第1条 この事業は、愛媛県（以下「県」という。）が地球温暖化対策の一環として、県民等が快適に過ごせるよう、キャンペーン期間中の来場者に特典等を付与できる県内の温泉及び銭湯施設等（以下「対象施設」という。）を広く募集し、応募があった施設を「温泉シェアスポット」として登録・周知することにより、家庭での入浴に伴う二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、家庭部門の省エネ意識の向上を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 温泉シェアスポットとは、県内に所在し、県民等が広く利用できる温泉・銭湯施設等で、家族等が揃って楽しく時間を過ごすことができるものであり、かつ、当該施設からの温泉シェアスポットへの登録申請に対し、県がその登録を認めた施設をいう。

（期間）

第3条 キャンペーンの実施期間は令和5年11月1日から令和6年2月29日までとする。ただし、特段の事情がある場合には、県はその実施期間を変更することができるものとする。

（制度概要）

第4条 温泉シェアスポットの募集及び登録は、県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課長（以下「管理者」という。）が行い、管理者は、愛媛県ホームページ等に登録内容を掲載するなどして広報や周知に努めるものとする。

2 温泉シェアスポットは、キャンペーンの目的に沿って、各施設の判断により、できる限り県民等が快適に過ごせるよう、キャンペーン期間中の来場者に特典を付与するなど、利用者の増加につながる取組に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第5条 温泉シェアスポットは、この要領に基づく施設利用者への特典の付与等にあたり個人情報を収集する場合は、個人の権利及び利益を侵害しないように取り扱わなければならない。

（登録申請）

第6条 温泉シェアスポットの登録を希望する対象施設は、管理者に「温泉シェアスポット登録申請書」（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を提出するものとする。

（登録）

第7条 管理者は、対象施設から前条の規定による登録申請書を受理した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、温泉シェアスポットとして登録するものとする。

- (1) 登録申請書の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 付与しようとする特典等が、法令等に違反するほか、キャンペーンの目的にふさわしくないと認められるとき。
- (3) その他公序良俗に反するもの、近隣に迷惑を及ぼすと思われるもの、キャンペーンの趣旨に適さないものなど、温泉シェアスポットとしてふさわしくないと認められるとき。

(登録変更)

第8条 温泉シェアスポットは、登録申請書の内容に変更が生じるときは、事前に管理者に温泉シェアスポット登録変更届出書（様式第2号。以下「登録変更届出書」という。）を提出するものとする。

- 2 管理者は、登録変更届出書の内容が適当と認めるときは、愛媛県ホームページ等の内容を変更するものとする。

(登録抹消)

第9条 温泉シェアスポットは、廃業その他の事情により温泉シェアスポットの登録を抹消したいときは、事前に管理者に温泉シェアスポット登録抹消届出書（様式第3号。以下「登録抹消届出書」という。）を提出するものとする。

- 2 管理者は、登録抹消届出書が提出されたときは、愛媛県ホームページ等から削除するものとする。

(登録取消)

第10条 管理者は、温泉シェアスポットが次の各号のいずれかに該当する場合は、温泉シェアスポットの登録を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 登録申請書又は登録変更届出書に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他温泉シェアスポットとしてふさわしくないと認められるとき。

- 2 管理者は、前項の規定により登録を取り消したときは、温泉シェアスポットに対し、温泉シェアスポット登録取消通知書（様式第4号）により通知するとともに、愛媛県ホームページ等から削除するものとする。

(紛議等の解決)

第11条 温泉シェアスポットは、利用者等に対し、適正に特典等を付与し、紛議等が生じないように努めなければならない。

- 2 温泉シェアスポットは、利用者等との間で紛議等が生じたときは、温泉シェアスポットの責任のもと必要な措置を講じるものとする。

(助言等)

第12条 管理者は、温泉シェアスポットに対してキャンペーンに関する必要な助言及び

情報の提供等を行うことができる。

(事務局)

第13条 この要領に関する事務局は、愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課に置く。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか、キャンペーンの実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月5日から施行する。

「温泉シェアスポット」登録抹消届出書

令和 年 月 日

愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

温泉でほっ！とシェアキャンペーン実施要領第9条の規定に基づき、温泉シェアスポットの登録を抹消したいので届け出ます。

施設名(ふりがな)			
施設所在地			
担当部署、担当者		E-Mail	
電話番号		FAX番号	
抹消理由			

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

様

愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課長

「温泉シェアスポット」登録取消通知書

令和 年 月 日、 様を温泉シェアスポットとして登録しましたが、下記の理由により登録を取り消しますので、「温泉でほっ！とシェアキャンペーン」実施要領第10条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 取消理由

「温泉でほっ！とシェアキャンペーン」実施要領第10条第1項第 号に該当するため。